

相模川流域下水道事業連絡協議会
酒匂川流域下水道事業連絡協議会 の見直しについて

1. 背景

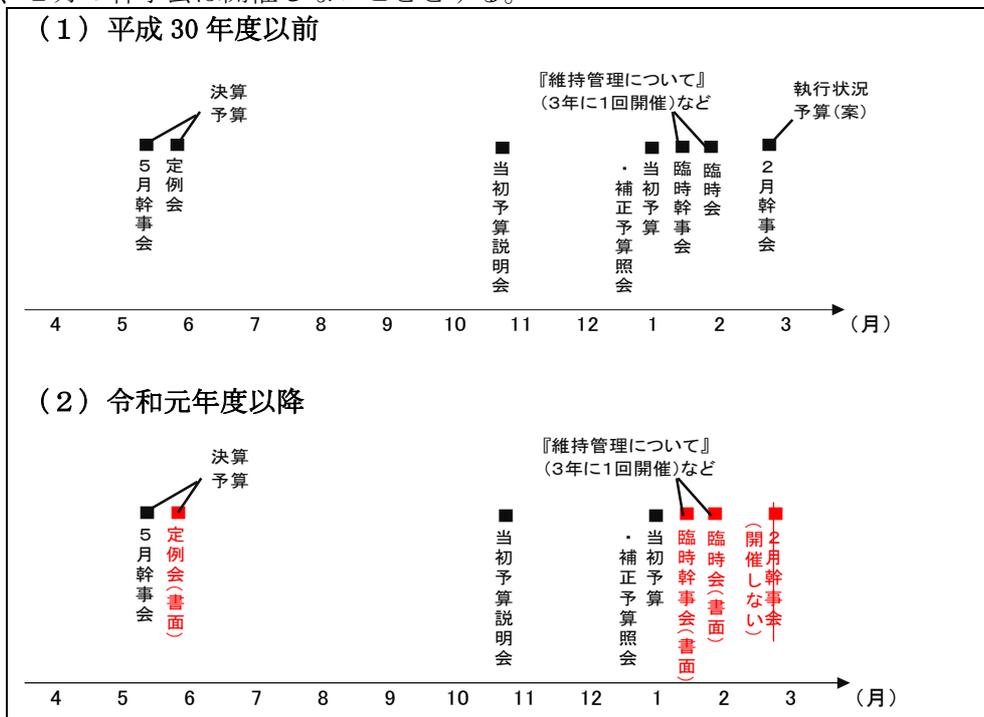
昭和 43 年の設立以降、本協議会は流域下水道事業を促進し、円滑な運営を期することを目的に、規約に基づいて、建設や管理運営に関する諸問題について審議・課題解決を図ってきた。

また、幹事会は、協議会から付議された事項や報告事項を審議することを目的に、開催・運営をし、協議会へ報告を行ってきた。

協議会、幹事会の設立から約 50 年経過し、流域下水道の普及率は相模川 95.7%、酒匂川 86.6%となった現時点において、協議会、幹事会の開催や運営方法を見直し、事務の合理化・簡素化を図ることとする。

2. 見直し方針

- ①協議会（定例会、臨時会）は特段の案件などを扱う場合以外は、原則として委員を招集せず、書面表決とする。
- ②幹事の招集は5月幹事会のみとし、その他の幹事会は、原則として、書面表決とする。また、2月の幹事会は開催しないこととする。



3. 理由

- ①協議会委員を招集しない理由
 - ・ 設立から約 50 年過ぎた現在では、建設から維持管理主体となり、平成 20 年代以降、予算もほぼ一定の水準になりつつあり、近年の協議会は全ての市町が代理出席となっていることから、書面表決でも十分目的を達成できると判断した。
- ②幹事を招集しない理由
 - ・ 近年の協議会は、全ての市町が代理出席となっていることから、幹事会も首長会議の前裁き会議としての役割が薄れた。
 - ・ 2月幹事会は、3月の神奈川県議会で、翌年度当初予算案及び当該年度補正予算案を審議する前に、内容説明のために開催してきたが、10月に流域下水道事業予算案等説明会を開催し、1月に当初予算及び補正予算照会を行っていることから、開催しないことについては、実質的に支障がない。
 - ・ 5月幹事会は当初予算及び前年度決算の審議を行うため、幹事を招集する必要があるが、他の幹事会については、書面表決でも十分目的を達成できると判断した。

4. 見直しの時期

令和元年度から、上記「2. 見直しの内容」を実施する。